

雇用保険を受給中の皆様へ 失業認定日についてのお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、ハローワークにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、期間を定めた限定的な特例措置を設け、当面の間（令和2年4月30日までの期間）失業認定日について以下のとおり取扱いすることになりましたのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。（感染の拡大等の状況を踏まえ、取扱いが延長される場合もあります。）

👉 認定日の取扱いについて

基本手当の支給を受けるために、原則として4週間（28日）に1回のハローワークが指定した日にハローワーク等へ来所のうえ、失業の状態であった（ある）ことを「失業認定申告書」で申告していただいておりますが、**3月13日以降当面の間（令和2年4月30日までの間）において設定している認定日がある受給資格者については、5月以降に認定日を再設定し、5月来所の際に4月分もまとめて支給いたします。**

なお、当初の認定日での支給を望む方、3月の当初認定日を4月に再設定している方等についても柔軟に対応しますので、詳しくは、管轄のハローワークの雇用保険窓口にお問い合わせください。

※当初予定していた所定認定日での認定を希望される方が、感染を予防する等の理由で来所を懸念する場合についても、管轄のハローワークの雇用保険相談窓口で相談していただきますよう、よろしくお願いいたします。

